

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 （削除） （削除） 一 アミノフィリン 二 ケトチフェン。ただし、点鼻剤及び内用剤を除く。 （削除） 三〇九 （略） 十 トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔用軟膏に限る。 十一〇十六 （略） （削除） 十七 （略） 別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇三 （略）</p>	<p>別表第一 一 アゼラスチン 二 アデノシン三リン酸 三 アミノフィリン 四 ケトチフェン。ただし、点鼻剤を除く。 五 ケトプロフェン。ただし、貼付剤に限る。 六〇十二 （略） 十三 トリアムシノロンアセトニド 十四〇十九 （略） 二十 ラノコナゾール 二十一 （略） 別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇三 （略）</p>

四 アゼラスチン

五 アデノシン三リン酸

六〇六十一 (略)

六十二 ケトチフェン。ただし、点鼻剤及び内用剤に限る。

六十三 ケトプロフェン

六十四〇百三十五 (略)

百三十六 トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔内貼付剤に限る。

百三十七〇百三十五 (略)

二百三十六 ラノコナゾール

二百三十七〇百四十九 (略)

(新設)

(新設)

四〇五十九 (略)

六十 ケトチフェン。ただし、点鼻剤に限る。

六十一 ケトプロフェン。ただし、貼付剤を除く。

六十二〇百三十三 (略)

(新設)

百三十四〇百三十二 (略)

(新設)

二百三十三〇百四十五 (略)